

制定 平成28年5月18日 原規放発第16051815号 原子力規制委員会決定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）（原規防発第1304021号（平成25年4月3日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成28年5月18日

原子力規制委員会

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）の一部改正について

原子力規制委員会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は平成28年5月30日から施行する。

(別添)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）  
の一部改正 新旧対照表（下線部分は改正部分）

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令） （改正前）	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令） （改正後）
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が福島第一報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等に</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が福島第一報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p><u>また、当該事象の状況及びそれに対する処置について、遅滞なく報告書に取りまとめて委員会宛てに提出するものとする。ここで「遅滞なく」とは、10日を目安として取りまとめるとともに、その時点で検討中の事項がある場合には、当該事項が整理でき次第さらに取りまとめることをいう。</u></p> <p>なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等に</p>

<p>より対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。</p> <p>II 報告基準の各号について (略)</p>	<p>より対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。</p> <p>II 報告基準の各号について (略)</p>
<p>一～十一 (略)</p>	<p>一～十一 (略)</p>
<p>十二 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたときを除く。)を除く。</p> <p>イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大せず、かつ、地下に浸透しなかったとき。</p> <p>ロ 漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えなかったとき。</p> <p>十三 (略)</p>	<p>十二 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたときを除く。)を除く。</p> <p>イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大せず、かつ、地下に浸透しなかったとき。</p> <p>ロ 漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えなかったとき。</p> <p><u>ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</u></p> <p>十三 (略)</p>

1. 目的  
発電用原子炉施設の故障等に起因する管理区域内の漏えいについては、放射線管理の観点からは問題とならない事象であっても、発電用原子炉施設の故障等の原因を究明し、その発生の可能性及び発生した場合の影響を極力低減させることが望ましいことから、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

① 「漏えいに係る場所」：漏えいが生じた場所のみを指すものではなく、漏えいしたものが広がった範囲全体をいう。

② 「人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき」：漏えいの結果、実施計画に基づき、新たに人の立入制限等の区域を設定した場合をいう。例えば、多核種除去設備等における高性能容器から収納物が漏えいし、追加の放射線防護策が必要となる場合は本号に該当する。

③ 「漏えいの拡大を防止するための堰」：核燃料物質等の漏えいの拡大を防止するために常時又は予め一時的に設置された容器、設備又は区画をいう。ただし、堰外に雨水等を排出するために設けられた弁が通常時において開運用となっているものについては、漏えいの拡大を防止するための堰とはみなさない。

(参考) 堰と同等の効果を有するものとして、定期事業者検査等での漏えいを想定して設置するポリシート等による区画養生も含む。

1. 目的  
発電用原子炉施設の故障等に起因する管理区域内の漏えいについては、放射線管理の観点からは問題とならない事象であっても、発電用原子炉施設の故障等の原因を究明し、その発生の可能性及び発生した場合の影響を極力低減させることが望ましいことから、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

① 「漏えいに係る場所」：漏えいが生じた場所のみを指すものではなく、漏えいしたものが広がった範囲全体をいう。

② 「人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき」：漏えいの結果、実施計画に基づき、新たに人の立入制限等の区域を設定した場合をいう。例えば、多核種除去設備等における高性能容器から収納物が漏えいし、追加の放射線防護策が必要となる場合は本号に該当する。

③ 「漏えいの拡大を防止するための堰」：核燃料物質等の漏えいの拡大を防止するために常時又は予め一時的に設置された容器、設備又は区画をいう。ただし、堰外に雨水等を排出するために設けられた弁が通常時において開運用となっているものについては、漏えいの拡大を防止するための堰とはみなさない。

(参考) 堰と同等の効果を有するものとして、定期事業者検査等での漏えいを想定して設置するポリシート等による区画養生も含む。

④ 「放射エネルギーが微量のとき」: 漏えいした核燃料物質等が液体状のものについては、漏えい水に含まれる総放射エネルギーとして、ガンマ線放出核種で $1.0 \times 10^8$  Bqを目安とし、これを超えなかったときなどをいう。

(参考) 放射線管理の観点からは漏えい水に含まれる放射性物質による被ばく線量を出来るだけ低減させることが望ましいため、可能な限り低い線量を目標として報告を求めることが望ましいと考えられる。福島第一原子力発電所では、他の発電用原子炉施設と同等な管理を行うことが困難であることから、福島第一原子力発電所に立ち入る放射線業務従事者の被ばく線量の管理値を基準に、漏えい水に含まれる放射性物質による被ばく線量が毎時0.1ミリシーベルト程度を超えない場合を目安とする。

(例) 漏えい水に含まれるガンマ線放出核種(点線源)の放射性物質による実効線量が毎時0.1ミリシーベルトとなる放射エネルギー  
・放射性物質の濃度が $1.0 \times 10^4$  Bq/cm<sup>3</sup>の水の場合: 約 $1.0 \times 10^8$  Bq (約10リットル)

⑤ 「その他漏えいの程度が軽微なとき」: 漏えいの拡大を防止するための堰を越えて広がった液体状の核燃料物質等の放射エネルギーが、ガンマ線放出核種で $1.0 \times 10^8$  Bqを超えなかったときなどをいう。

<p>3. 運用上の留意点</p> <p>① 簡易な除染のために一時的に立入を制限した場合、及び定期的な点検等の作業のために計画的に立入制限を行った場合は、本号に該当しない。</p> <p>② 核種の分析に時間を要する場合には、漏えい元の系統水に含まれる放射性物質の放射能濃度（直近の測定結果）を用いる。</p>	<p>3. 運用上の留意点</p> <p>① 簡易な除染のために一時的に立入を制限した場合、及び定期的な点検等の作業のために計画的に立入制限を行った場合は、本号に該当しない。</p> <p>② <u>漏えいした液体状の核燃料物質等（漏えいした状態において排水施設等により適切に管理されていない状態のもの）の放射エネルギーを算定する場合は、被ばくへの寄与の大きいガンマ線放出核種を測定対象とする。しかし、水処理等によりガンマ線放出核種の濃度がベータ線放出核種に比べて十分低い場合は、全ベータ放射エネルギーにより算定するものとし、その放射エネルギーがガンマ線源の100倍（<math>1.0 \times 10^{10}</math> Bq）を軽微の目安とする。これはガンマ線放出核種による影響が、その100倍の放射エネルギーのベータ線放出核種からのベータ線を鉄板等により遮へいした際に発生する制動X線による影響とおおよそ等しいことによる。</u></p> <p>③ 核種の分析に時間を要する場合には、漏えい元の系統水に含まれる放射性物質の放射能濃度（直近の測定結果）を用いる。</p>
<p>十四～十七 （略）</p>	<p>十四～十七 （略）</p>